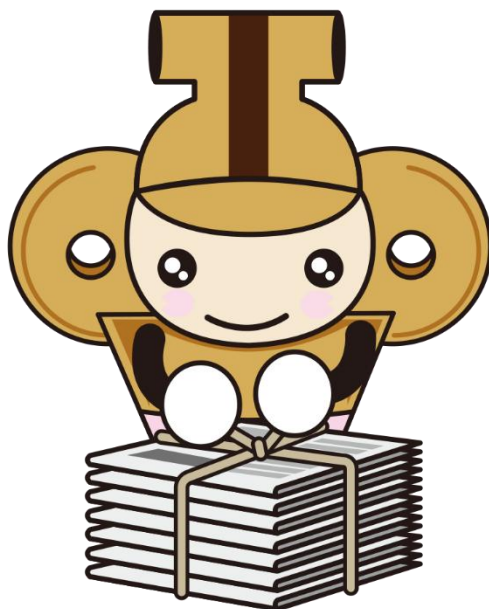


住居確保給付金【転居費用補助】のしおり

離職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金【転居費用補助】のご案内～



令和8年7月
本庄市

< 住居確保給付金（転居費用補助）とは >

同一の世帯に属する者の死亡又は本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方に、転居費用相当分の住居確保給付金（転居費用補助）を支給するとともに、家計の改善に向けた支援を行います。

・支給対象経費

- ①転居先への家財の運搬費用
- ②転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ③ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
- ④鍵交換費用

※敷金、契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備の購入費は対象外です。

・支給額：申請者が実際に転居に要する経費のうち支給対象となる経費を支給します。

※住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額を上限とする。

世帯人数	基準額	支給上限額
1人	37,000 円×3	111,000 円
2人	44,000 円×3	132,000 円
3人以上	48,000 円×3	144,000 円

・支給方法：原則、不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

< 支給には、次のような要件があります >

申請時に以下の（１）～（８）のいずれにも該当する方が対象となります。

- （１）申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者。
- （２）申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から２年以内であること。
- （３）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主体として維持していること。
- （４）申請日の属する月の世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅のひと月あたりの家賃の額を合算した額以下（表１参照）であること。

(表1)

世帯人数	A基準額	B家賃額 (上限額)	C収入基準額 (A基準額+B家賃額)
1人	86,000円	37,000円	123,000円
2人	124,000円	44,000円	168,000円
3人	147,000円	48,000円	195,000円
4人	175,000円	48,000円	223,000円
5人	209,000円	48,000円	257,000円

(5) 申請日における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表(表2)以下であること。

(表2)

世帯人数	金融資産額
1人	516,000円
2人	744,000円
3人以上	882,000円

(6) 生活困窮者家計改善支援事業における家計相談において以下の①または②の事由により転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められること。

①転居に伴い申請者が賃借する住宅のひと月あたりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

②転居に伴い申請者が賃借する住宅のひと月あたりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

(7) 離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

(8) 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

＜住居確保給付金(転居費用補助)支給までの生活費が必要な方は＞

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金」の貸付けを活用することができます。

また、住居を喪失している方であって、入居予定住宅の賃貸仮契約に当たって、敷金・礼金等の初期費用(住居確保給付金【転居費用補助】では支給対象外となるもの)を準備することが困難な方は、社会福祉協議会の「総合支援資金貸付(住宅入居費)」を活用することができます。(※ただし、社会福祉協議会の審査があります。)

本庄市社会福祉協議会(はにぼんプラザ内、本庄市銀座1-1-1、0495-24-2755)に担当窓口が設置されています。

▶臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）
※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

▶生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

①住宅入居費：40 万円以内

②生活支援費：2人以上世帯/月額20 万円以内（単身/月額15 万円以内）

貸付期間は原則3か月とし、最長12か月

③一時生活再建費：60 万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

＜申請をするために必要なもの＞

①住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）※生活支援課で配付します。

②住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）※①と一緒に配付します。

③住居確保給付金要転居証明書（家計相談後に交付します）

④本人確認書類【次のいずれかの写しをお持ちください】

- ・運転免許証、個人番号カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、資格確認書、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード（外国籍の方）等

⑤離職等関係書類

- ・世帯収入額が2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
（離職・廃業・休職者は、離職票、廃業届、受給を終えた雇用保険受給資格者証等、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど）
（離婚、配偶者の死亡等の場合は、住民票の除票、死亡届の写しなど）

⑥収入関係書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し。
（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」）
（就労収入（派遣社員、アルバイト等問わず）がある場合には、直近の収入が分かるもの）
・自営業者は、事業の収支計算書（経費控除後の額のわかるもの）等の書類の写し。

⑦金融資産関係書類

- ・申請者及び同一の世帯に属する者全員の申請日の残高が確認できる金融機関のすべての通帳等の写し。

＜申請から決定まで＞

1. 面接相談等

転居費用補助の受給を希望する場合は、自立相談支援窓口にてご相談ください。

2. 家計改善支援

生活支援課による家計改善支援を受けます。収支状況等から、転居の必要性やその費用の捻出が困難であるかを判断します。家計の改善のために転居が必要であると認められた場合、「要転居証明書」が交付されます。※家計改善支援事業を利用されても、必ずしも証明書が交付されるわけではありません。

3. 支給申請

- ・申請書に必要書類（P 2～3 参照）を添えて、生活支援課に提出します。

※申請書が提出されても、必ずしも決定になるものではありません。

- ・申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。

①住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）の写し ⇒不動産仲介業者等提示用

②入居予定住宅に関する状況通知書 ⇒不動産仲介業者等記載用

4. 入居予定住宅の確保

- ・家計改善支援事業において示された家賃額をおおよその目安として不動産仲介業者等に「住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）」の写しを提示して賃貸住宅を探し、住居確保給付金（転居費用補助）支給決定等を条件に、入居可能な賃貸住宅を確保してください。

※確保しようとする住居が、家計改善支援事業において示された家賃額を超える場合は、相談窓口にご連絡ください。

- ・敷金等の本給付金の対象外となる初期費用等について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産仲介業者等に伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」への記載および交付を受けます。

5. 確認書類の提出

申請書を提出した相談窓口にて「入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」を提出してください。

※初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類（各種見積書等）を提出してください。

※支給の審査及び決定は、上記の「入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」を含む、審査に必要な書類が整ってからになりますので、審査から支給まで1か月程度要す。初期費用等の支払期限や、賃貸借契約日時等について、あらかじめ不動産仲介業者等と調整をお願いします。

6. 審査

- ・申請に必要な書類が全て提出された段階で、住居確保給付金（転居費用補助）の審査を行います。

- ・審査の結果、

受給資格ありの場合 次の書類を交付します。

① 住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）

⇒大切に保管してください。

② 住居確保報告書

⇒確保していた賃貸住宅に入居しましたら、速やかに提出してください。

※必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）」を交付します。

受給資格なしの場合

- ・「住居確保給付金（転居費用補助）不支給決定通知書」を交付します。

⇒この場合、住宅を確保している不動産仲介業者等に「住居確保給付金（転居費用補助）不支給決定通知書」を提示して、賃貸仮契約を締結することができない旨を申し出てください。

7. 支給

申請書に記載の転居費用相当分を支給します。

8. 住宅入居後

住宅入居後7日以内に、次の書類を相談窓口へ提出してください。

①「住居確保報告書」

②「賃貸借契約書」の写し

③新住所における「住民票」の写し

④転居費用や初期費用として実際に支払った額を確認できるもの（領収書等）

※④は転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書を提出した方や、初期費用を申請者本人の口座で受給した方のみ

- ・上記④について、実際に支払った額が支給額を上回っていた場合、支給上限額の範囲内かつ支給対象の経費（P1参照）であれば、差額についての追加支給の申請ができます。

⇒「住居確保給付金変更支給申請書（転居費用補助）」を相談窓口へ提出してください。

※申請書が提出されても、必ず決定になるものではありません。

※実際に支払った額が支給額を下回っていた場合は、差額を返還してください。

9. 転居先での住居確保給付金（家賃補助）の支給申請について

- ・転居先の住宅の家賃について、住居確保給付金（家賃補助）の支給を希望する場合は、転居先の自治体の自立相談支援機関で手続きをしてください。

＜住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について＞

- ◆住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かつ受給した月の翌月から起算して1年を経過している場合、「2. 支給要件」に該当する者は、P1の支給額のとおり、再支給することができます。

※「受給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後です。

＜住居確保給付金（転居費用補助）を返還してもらう場合があります＞

- ◆住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

＜資産、収入の状況等を調査することがあります＞

- ◆住居確保給付金（転居費用補助）の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

問い合わせ先

本庄市自立相談支援窓口（本庄市役所生活支援課内）

受付時間 平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時

T E L 0495-25-1159

F A X 0495-23-1963

メールアドレス seikatu@city.honjo.lg.jp